

コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費 補助金を創設します！

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しを見せず、住民に様々な影響を与えています。住民への支援のためNPOが取り組む新たな事業を対象に助成をします。

1 補助の対象となる団体

一定の条件を満たしたNPO法人、市民活動団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

2 補助の対象となる事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け困っている住民を支えるために、NPOが自由な発想で新たに取り組む事業。（交付決定の日から令和4年3月31日までに実施する事業を補助対象とします。）

ただし、施設・備品の整備を主な目的とするもの、団体の運営費は補助対象外となります。

3 補助金の額

(1) 補助率 補助対象経費の10/10以内

(2) 補助上限額は一団体あたり500千円（千円未満切り捨て）

4 事業の募集期間

令和3年2月下旬から3月中旬まで

5 留意事項

事業の採択は、島根県議会で令和2年度2月補正予算の議決が得られた場合に限りです。

事業の募集、申請方法の詳細は2月下旬頃に
県民活動応援サイト「島根いきいき広場」及
び島根県HPに掲載します。

「島根いきいき広場」

<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

「島根県HP」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

【問合せ先】

島根県 環境生活部 環境生活総務課

NPO活動推進室

TEL0852-22-5096